



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年8月17日火曜日 第2193号

◇ 目次 ◇ 告 示

解除予定保安林にする旨の通知.....	587
廃川敷地等の発生.....	587
公有水面埋立免許.....	587
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	588
道路の供用開始(一般国道317号).....	590
道路の供用開始(県道久万中山線).....	590
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(3件).....	591
道路の供用開始(県道舌間八幡浜線).....	591
道路の区域変更(県道大洲長浜線).....	591
道路の供用開始(").....	592

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表(2件).....	592
------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第923号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年8月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所
西予市野村町旭314の2
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
水道事業用地とするため

○愛媛県告示第924号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年8月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 河川の名称
二級河川宮前川水系宮前川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成22年8月17日
- 廃川敷地等の位置
左岸 松山市南江戸五丁目774番4地先から
松山市南江戸五丁目773番6地先まで
右岸 松山市南江戸五丁目744番5地先の公有地地先から
松山市南江戸五丁目767番1地先の公有地地先まで

- 左岸 松山市南江戸五丁目772番1地先から
松山市南江戸四丁目1119番地先まで
- 右岸 松山市南江戸五丁目1479番2地先から
松山市南江戸四丁目1255番1地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地(河川管理施設を含む。) 3,641.65平方メートル

○愛媛県告示第925号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成22年8月17日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

- 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西条市

西条市明屋敷164番地

代表者 西条市長 伊藤 宏太郎

西条市大町244番地の4

- 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

西条市ひうち字東ひうち15番1から同市ひうち字東ひうち19番1を経て同市ひうち字東ひうち28番に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の1点と2点を直線で結んだ線、3点と4点を直線で結んだ線及び1点と4点、2点と3点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位(D.L.+3.21メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(西条市ひうち字東ひうち18番地の国土地理院「東ひうち」四等三角点)は、北緯33度56分52秒4198、東経133度12分53秒1352の地点

1点は、基点から真北265度11分50秒834.51メートルの地点

2点は、1点から真北80度33分48秒6.61メートルの地点

3点は、基点から真北166度32分41秒489.40メートルの地点

4点は、3点から真北156度13分23秒4.11メートルの地点

ウ 面積

8,997.52平方メートル

- 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西条市ひうち字東ひうち29番から同市ひうち字東ひうち19番1を経て同市ひうち字東ひうち15番1に至る間並びに同市ひうち字東ひうち16番1から同市ひうち字東ひうち17番1を

経て同市ひうち字東ひうち18番 1 に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からV点を順次直線で結んだ線及びV点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西条市ひうち字東ひうち18番地の国土地理院「東ひうち」四等三角点）は、北緯33度56分52秒4198、東経133度12分53秒1352の地点

A点は、基点から真北267度36分27秒879.60メートルの地点

B点は、A点から真北80度33分48秒86.63メートルの地点

C点は、B点から真北169度16分26秒80.00メートルの地点

D点は、C点から真北260度33分47秒20.00メートルの地点

E点は、D点から真北169度16分28秒672.82メートルの地点

F点は、E点から真北81度13分21秒341.30メートルの地点

G点は、F点から真北37度34分06秒87.06メートルの地点

H点は、G点から真北66度17分50秒435.75メートルの地点

I点は、H点から真北156度13分29秒13.31メートルの地点

J点は、I点から真北246度25分03秒434.85メートルの地点

K点は、J点から真北216度35分11秒86.92メートルの地点

L点は、K点から真北261度13分21秒346.18メートルの地点

M点は、L点から真北169度16分16秒38.61メートルの地点

N点は、M点から真北259度17分17秒15.50メートルの地点

O点は、N点から真北169度16分12秒26.66メートルの地点

P点は、O点から真北212度08分23秒58.45メートルの地点

Q点は、P点から真北301度18分34秒13.13メートルの地点

R点は、Q点から真北31度54分02秒50.22メートルの地点

S点は、R点から真北349度15分52秒23.77メートルの地点

T点は、S点から真北259度17分15秒15.50メートルの地点

U点は、T点から真北349度16分02秒725.62メートルの地点

V点は、U点から真北260度33分49秒20.00メートルの地点

ウ 面積

53,087.99平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地 約4,910平方メートル

道路用地 約400平方メートル

水路用地 約3,690平方メートル

4 埋立免許年月日

平成22年 8月17日

○愛媛県告示第926号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年 8月17日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

四国コカ・コーラボロダクツ株式会社

西条市小松町妙口甲806番地 1

代表取締役社長 塩出 喬之

2 事業場の名称及び所在地

四国コカ・コーラボロダクツ株式会社小松第2工場

西条市小松町妙口甲806番地 1

3 特定施設に関する事項

(1) 容器洗浄殺菌装置

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第10号口 洗浄施設	
特定施設の能力	1分当たり220本処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後110日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3.0～8.0 最大 3.0～8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 170 最大 170
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 5
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 174 最大 180

備考 汚水等は、中和還元装置にて処理する。

(2) キャップ洗浄殺菌装置

特定施設の種 類	政令別表第1第10号口 洗浄施設
特定施設の能力	1分当たり680個処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後110日
使用開始の予定年月日	完成の翌日

特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~8.0 最大 3.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 170 最大 170
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.6 最大 3.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 66 最大 70	

備考 汚水等は、中和還元装置にて処理する。

(3) 茶調合設備

特定施設の種 類	政令別表第1第10号二 ろ過施設	
特定施設の能 力	1分当たり220本処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後90日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~12.0 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 800
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 5

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 16 最大 20
------------------------	----------------

備考 汚水等は、排水処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 中和還元装置

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着工後3週間		
使用開始の予定年月日	完成の2週間後		
処理施設の種 類	化学処理		
処理施設の型 式	中和処理		
処理施設の構 造	ステンレス製		
処理施設の主要寸法	縦10.0メートル 横6.0メートル 高さ3.5メートル		
処理施設の能 力	1日当たり500立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~8.0 最大 3.0~8.0	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 170 最大 170	通常 170 最大 170
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5	通常 3 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 0
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.6 最大 3.6	通常 3.6 最大 3.6	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 240 最大 250	通常 240 最大 250	

備考 汚水等は、排水処理施設にて処理する。

(2) 排水処理施設

設 置 年 月 日	平成4年9月1日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥、接触酸化及び凝集沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦36.0メートル 横43.5メートル 高さ4.5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥、接触酸化及び凝集沈殿		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~12.0 最大 6.0~12.0	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 500	通常 10 最大 15
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 20 最大 30

窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20	通常 1.5
	最大 30	最大 2.0
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2	通常 0.5
	最大 5	最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,700 最大 1,800	通常 1,700 最大 1,800

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.2 最大 15
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 30
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5	最大 2.0
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3,900 最大 4,163	

備考 この他に、雨水排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第927号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年8月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	317号	松山市高野町甲36番6から 同市高野町甲2番18まで	平成22年8月17日

○愛媛県告示第928号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年8月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	久万中山線	伊予市中山町出淵4番耕地497番7から 同町出淵4番耕地427番6まで	平成22年8月17日

○愛媛県告示第929号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・嵐部地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 8月17日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・嵐部地区）計画書の写し
- (2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成22年 8月18日から 9月14日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所津島支所

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・白浜地区）計画書の写し
- (2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成22年 8月18日から 9月14日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所本所

○愛媛県告示第931号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・白浦地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 8月17日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・白浦地区）計画書の写し
- (2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成22年 8月18日から 9月14日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所吉田支所

○愛媛県告示第930号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・白浜地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 8月17日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

○愛媛県告示第932号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	舌間八幡浜線	八幡浜市栗野浦528番3から 同市栗野浦502番6まで	平成22年 8月17日

○愛媛県告示第933号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜町上老松甲682番5地先から 同町上老松甲705番1まで	旧	メートル 8.1～36.3	キロメートル 0.260	
			新	8.1～10.2	0.270	

○愛媛県告示第934号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲長浜線	大洲市長浜町上老松甲682番5地先から 同町上老松甲705番1まで	平成22年 8月19日

監 査 公 表

○公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年 8月17日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
保 健 福 祉 課	平成21年 9月 7日

（監査の結果）

1 生活安定資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	0	51,907,330	51,907,330	
19年度	0	53,795,855	53,795,855	
差引増減	0	1,888,525	1,888,525	

2 低所得世帯子弟就学奨励補助金の返納金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
11年度	1者	100,000	実債務者数1者
12年度	1者	36,000	
計	2者	136,000	

3 災害救助基金の積立額が災害救助法に定める最少額に達していなかった。

（措置の内容）

1 未収入金の収入確保については、市町に対し、市町担当者が借受人や連帯保証人を訪問し、生活状態等の確認や償還督促を行い、その結果を県に報告するよう、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請している。

その結果、平成20年度末の未収入金51,907,330円のうち、平成21年度は920,520円を回収したほか、275,140円を不納欠損処分した。平成21年度末の未収入金は50,711,670円となっている。

今後とも借受人の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。

2 低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金は、受給者が給付規則に反して他の修学資金を受給していたため、支給決定時に遡って取り消したことにより発生したものであり、平成20年度末までに、152,000円を返納し、未収入金は136,000円となっている。平成21年度も引き続き地方局を通じ、返納の指導を行った結果、4,000円の納付があったものの、低所得者であることから返納は滞っており、平成21年度末現在の未収入金は132,000円となっている。

今後とも完納に向けて継続的に指導を行っていくこととしている。

3 平成21年度における災害救助法に定める積立必要額630,565,252円に対して、平成21年度末の積立額は、566,003,014円となっており、依然として、法定積立額に達していない状況が続いている。

このことから、平成22年度における法定積立額672,015,056円に対して、不足が見込まれる相当額を一般会計からの繰出しにより対応することとしており、平成22年度当初予算において、一般会計からの繰出し102,900,000円を予算計上しているところである。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
子 育 て 支 援 課	平成21年 8月20日

（監査の結果）

1 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	250,320	24,127,440	24,377,760	
19年度	83,440	25,650,220	25,733,660	
差引増減	166,880	1,522,780	1,355,900	

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	21,646,565	141,790,500	163,437,065	
19年度	20,749,385	126,314,140	147,063,525	
差引増減	897,180	15,476,360	16,373,540	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	1,559,421	16,903,769	18,463,190	
19年度	1,753,025	15,838,074	17,591,099	
差引増減	193,604	1,065,695	872,091	

(措置の内容)

1 児童扶養手当返還金については、督促状及び催告書の送付など納入指導に努めた結果、20年度収入未済額24,377,760円のうち264,520円を回収した。また、消滅時効の完成により17,892,840円を不納欠損処理した結果、平成21年度末現在の収入未済額は6,220,400円となっており、引き続き市町を通じた納入指導や電話による督促などに努めることとしている。

また、21年度において返還金1,501,920円及び過誤払金93,440円が新たに発生し、債務者に対して債務の通知を行うなど納入指導に努めた結果、返還金750,960円及び過誤払金93,440円は回収したが、返還金750,960円については、平成22年5月末時点で未納となっている。このため、引き続き市町を通じた納入指導や電話による督促などに努めたい。

なお、返還金及び過誤払金については、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、市町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、発生の未然防止に努めたい。

2 母子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。

また、21年度には、資金の貸付の段階から本人への相談・指導にあたる母子自立支援員に対し、償還指導への一層の協力を文書により依頼したところである。

その結果、前年度からの滞納繰越分181,900,255円のうち、3,731,746円が21年度内に納入されたが、21年度償還分23,206,334円が未収となったことから、21年度末の収入未済額は201,374,843円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

障 害 福 祉 課

平成21年 8月20日

(監査の結果)

心身障害者扶養共済年金過払金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額 (円)	備考
19年度	1 者	280,000	実債務者数 1 者
20年度	1 者	80,000	
計	2 者	360,000	

(措置の内容)

当該年金過払金については、愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則に基づき分割納付を行っているところであり、未収分は、督促状を送付している。今後も債務者の状況を把握の上、納付を促し、早期収入に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

産 業 政 策 課

平成21年 9月11日

(監査の結果)

企業立地促進事業費補助金返還金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額 (円)	備考
19年度	1 者	34,796,000	

(措置の内容)

債務者のA社は、豚肉の差額戻税脱税事件を起こし、国税当局の差押えを受け、休眠状態となったため未収となっているものであるが、平成21年度中には返納ができなかった。

今後も元社長宅への訪問や弁護士との協議を続けるなど、鋭意、返還金の回収に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

建 築 住 宅 課

平成21年 8月20日

(監査の結果)

住宅貸付損害金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	1,879,576	27,616,229	29,495,805	
19年度	2,994,467	24,701,762	27,696,229	
差引増減	1,114,891	2,914,467	1,799,576	

(措置の内容)

平成20年度末時点における住宅貸付損害金(76名29,495,805円)については、催告通知等回収に努めた結果、108,103円の納入があり、1名653,419円については時効援用の申立てがあり不納欠損処分を行った。(75名28,734,283円)

しかし、新たに住宅貸付損害金7名793,009円が発生、催告通知等回収に努めた結果、2名163,787円の納入があったが、5名629,222円が収入未済となり、21年度末現在で住宅貸付損害金は、81名29,363,505円となった。引き続き地方局と連携しながら収入確保に努めるとともに、より一層の収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

警 察 本 部

平成21年10月15日

(監査の結果)

1 放置違反金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、徴収方法を検討するなど、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	9,993,000	15,547,763	25,540,763	
19年度	12,468,000	7,650,000	20,118,000	
差引増減	2,475,000	7,897,763	5,422,763	

2 損害弁償金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
17年度	1者	429,000	
19年度	1者	924,000	
計	2者	1,353,000	

3 延滞金（放置違反金に伴うもの。）について、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	306,300	119,800	426,100	
19年度	125,700	2,000	127,700	
差引増減	180,600	117,800	298,400	

（措置の内容）

1 放置違反金については、滞納者との面接や電話による催促、督促状の送付、銀行預金の差押えによる滞納処分等を積極的に実施した。その結果、平成20年度未収入金25,540,763円（1,664件）が平成21年度末現在で17,621,763円（1,145件）となり7,919,000円（519件）減少した。今後とも放置違反金の納期限内の収入確保に努めるとともに、未納者へは違反車両の道路運送車両法に定める継続検査の拒否制度と合わせ、住居変更の調査や携帯電話番号照会等の追跡調査に基づき、滞納処分や任意納付のための督促等を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努める。

特に、長期滞納者については、原則滞納者と面接し、催促活動を実施するとともに徴収体制を強化するため専門職員の雇用の確保を要望していくこととしたい。

2 損害弁償金の未収金のうち、平成17年度分については、債務者が納期を過ぎても当該債務を履行しないため、督促状を手交し、期限を指定して催告していたが、納入がないまま所在不明となっていた。平成22年4月に所在を確認したため、納入通知書を再発行して納入を求めたが、債務者に収入がないため早期の納入は困難な状況である。今後、引き続き債務者の所在を確認しながら、早期の納入を促すこととしたい。平成19年度分は、債務者に支払能力がないことを確認していることから早期の納入は困難であるが、今後、債務者の支払能力を定期的に確認するなどして納入を図ることとしたい。

3 放置違反金に係る延滞金については、滞納者との面接や電話による催促、督促状の送付、銀行預金の差押えによる滞納処分等を積極的に実施した。その結果、平成20年度未収入金426,100円（193件）が平成21年度末現在で408,600円（187件）となった。今後とも放置違反金に係る延滞金の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納者との面接を行い、滞納処分や任意納付のための督促等を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努めたい。

○公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年 8月17日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
 同 本 宮 勇
 同 赤 松 泰 伸
 同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成21年 7月23日、 平成21年 7月27日

（監査の結果）

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	496,884,921	727,760,760	1,224,645,681	
19年度	482,803,381	648,547,784	1,131,351,165	
差引増減	14,081,540	79,212,976	93,294,516	

（措置の内容）

滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、差押の早期着手と換価処分の促進などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成21年度に繰越した未収入金1,224,645,681円が平成22年3月31日現在で820,466,200円に減少した。

平成21年度現年課税分については、「自動車税納期内納付キャンペーン」（街頭啓発活動等）や、口座振替の推進、納税貯蓄組合の育成指導、広報等による啓発などにより納期内自主納税の促進に努めた結果、出納閉鎖時点の未収入金は472,067,359円となっており、20年度現年課税分比べて24,817,562円減少した。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の納入と滞納繰越分の整理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成21年 7月23日、 平成21年 7月24日、 平成21年 7月27日

（監査の結果）

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保に努められたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
20年度	3者	104,000	

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	3,395,844	5,116,352	8,512,196	
19年度	2,344,347	3,331,282	5,675,629	
差引増減	1,051,497	1,785,070	2,836,567	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	150,328	363,048	513,376	
19年度	150,328	212,720	363,048	

差引増減	0	150,328	150,328
------	---	---------	---------

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金については、生活保護費返還金納付計画に基づく適期収入が図られるよう電話督促や臨戸訪問による納入指導に努めた結果、5,000円の納入があった。

滞納者は生活保護受給中の者や低額の年金受給者であるため、計画どおりの返還が困難となっているが、今後も粘り強く返還指導を行い、収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

2 母子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分9,025,572円のうち、663,894円が21年度内に納入されたが、21年度償還分5,378,444円が未収となったことから、21年度末の収入未済額は13,740,122円となっており、引き続き納期限内の収入確保と滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 建 設 部	平成21年 7月24日

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	3,580,700	2,675,800	6,256,500	
19年度	3,236,200	747,600	3,983,800	
差引増減	344,500	1,928,200	2,272,700	

2 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息（工事請負契約に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額 (円)	備考
19年度	1 者	115,688	

(措置の内容)

1 県営住宅貸付料については、平成20年度末時点で6,256,500円（35名）の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納入指導に努めた結果、1,602,000円（27名）の納付があったが、21年度新たに2,167,482円が未収となったことから、平成21年度末現在の収入未済額は6,821,982円となった。

なお、悪質な長期滞納者に対しては、明渡し請求の訴訟も提起している。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

2 平成19年度に発注した急砂第2 - 1号の3急傾斜地崩壊対策工事については、元請業者であるA社が事実上倒産したことから、平成19年12月3日付けで契約を解除し、前金払還付金として4,210,000円が保証事業者から入金された。この額に対する利息115,688円を元請業者であるA社に請求するも、いまだ未納となっている。

同社は、経営不振により経営破たんし、平成19年12月末頃から商業登記を残したまま行方不明となっている。このため、商業登記簿調査、住民票調査、臨戸、建設業界知人からの聞き取り調査等を行い、行方を捜索しているところである。

今後とも情報収集を行い、関係機関と連絡を取りながら、適切な債権管理に努めることとしたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 今 治 土 木 事 務 所	平成21年 7月27日

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	2,270,700	3,394,000	5,664,700	
19年度	2,106,100	2,313,000	4,419,100	
差引増減	164,600	1,081,000	1,245,600	

2 違約金（工事請負契約及び設計委託業務に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額 (円)	備考
13年度	1 者	94,500	
14年度	1 者	15,225	
計	2 者	109,725	

3 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息（工事請負契約に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額 (円)	備考
14年度	1 者	37,925	

(措置の内容)

1 平成20年度末時点で5,664,700円（47名）の収入未済額があり、納入促進策として、滞納者に対し、毎月、給与支給日等に戸別訪問等による納入督促を行い、滞納繰越金の約34%、1,941,600円（30名）の納入があったが、平成21年度現年度分の収入未済額が986,500円となったことから、平成21年度末現在の収入未済額は4,709,600円となった。

今後とも引き続き納入督促を行い、滞納整理を図ってまいりたい。

なお、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出し等での催告、連帯保証人への協力依頼などにより強力に納入指導を実施しているが、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し、訴訟を提起している。

2 工事請負契約の違約金については、平成14年度にB社との間で工事請負契約（152,250円）を締結していたが、経営不振のため倒産し、契約解除による違約金（15,225円）が収入未済となっている。当債権については、倒産後、早急に違約金の収入を図るべく請求を行ったが、代理人弁護士から任意整理に伴う債権届出書の提出依頼があったため、債権届出書を提出し配当を待つこととしたが、同弁護士から「財産に対し負債が多額であること、また、不動産は処分し価値ある財産もないことから、違約金への配当は困難である。」旨の話があった。

その後、平成19年2月に同弁護士に照会したところ、「B社の任意整理は事実上終了しているが、法人登記の抹消は費用問題で行う予定はない。」との回答であった。

今後とも必要に応じて情報収集を行い、適切な債権管理に努めることとしたい。

設計委託業務の違約金については、平成12年度にC社との間で設計委託業務(945,000円)を締結していたが、経営不振のため倒産し、契約解除による違約金(94,500円)が収入未済となっている。同社については、平成13年9月28日に大阪地方裁判所から破産宣告の通知があり、同年10月9日に破産債権届出書を提出し債権回収を図ったが、平成15年2月5日付けで同地方裁判所により破産手続を廃止する旨の決定がなされ、破産管財人から配当は不可能であるとの通知があった。その後、愛媛県大阪事務所職員が、19年7月に同社所在地のテナントビルを訪問したが、同社は存在せず、警備員によると「5年ほど前に自己破産した。」とのことであった。また、閉鎖登記簿に記載されている支店を当地方局職員が訪問したが、同支店は不存在であった。今後とも必要に応じて情報収集を行い、適切な債権管理に努めることとしたい。

3 平成14年度にB社との間で工事請負契約(8,925,000円)を締結していたが、経営不振のため倒産した。契約解除による既前払金(3,570,000円)については保証契約に基づき納入させたものの、県が請求した日から保証事業会社が納入するまでの間に生じた利息に関しては保証で対応できず、延滞利息(37,925円)が収入未済となっている。

違約金の債権管理とともに、今後とも必要に応じて情報収集を行い、適切な債権管理に努めることとしたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成21年 7月28日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	912,979,518	1,549,059,053	2,462,038,571	
19年度	773,900,522	1,468,405,958	2,242,306,480	
差引増減	139,078,996	80,653,095	219,732,091	

(措置の内容)

県税の納期限内の収入確保については、自動車税納期前納付キャンペーン等の各種広報を積極的に行うとともに、口座振替や自動車税のコンビニエンスストアでの収納など納税者の利便性の向上を図ることにより、自主納税の促進に努めている。

収入未済額の縮減については、総務部長及び各地方局長を構成員とする「愛媛県徴収確保対策本部」が策定した滞納整理基本方針及び数値目標に基づき、県をあげて滞納額の減少と徴収率の向上に努めている。

また、中予地方局においては、自動車税の徴収率向上を図るため、納税室を納税グループと自動車税グループに改編し、差押えに重点を置いた効率的な滞納整理を集中的に推し進めている。

今後、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保に留意するとともに収入未済額の一層の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成21年 7月28日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	758,456	354,680	1,113,136	
19年度	260,000	224,680	484,680	
差引増減	498,456	130,000	628,456	

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	796,046	3,757,084	4,553,130	
19年度	640,797	3,495,909	4,136,706	
差引増減	155,249	261,175	416,424	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	0	1,728,264	1,728,264	
19年度	128,400	1,653,364	1,781,764	
差引増減	128,400	74,900	53,500	

(措置の内容)

1 過年度収入未済額については、改めて催告書を送付するとともに、家庭訪問により滞納者と面接を行い、納入指導を行った。

その結果、前年度からの滞納繰越額1,113,136円のうち、120,000円の納入があったが、21年度償還分346,900円が未納となったことから、21年度末現在の収入未済額は1,340,036円となっている。

今後も、引き続き家庭訪問や文書通知等により納入指導を行い、収入確保に努めたい。

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始直前には借主に償還が始まる旨を通知し、口座振替を勧めるなど納期限内の収入確保に努めた。

また、償還が滞った場合には、借主(連帯借主)に対し督促状の送付、借主若しくは連帯保証人への電話や訪問による督促を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働きかけの依頼や、連帯保証人自身からの償還など、可能な範囲での支援を要請し、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越額6,281,394円に対し、496,663円の償還(償還率7.9%)となっており、滞納者23名中6名が完済、8名から一部納入を得ることができた。

しかしながら、経済状況の悪化による借主及び連帯借主の収入減や就職難、借主の疾病等により、生活に困窮し償還できない者が多く、平成21年度収入未済額は6,902,852円（現年度分1,118,121円、滞納繰越分5,784,731円）となった。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 産 業 経 済 部	平成21年 7月28日、 平成21年 7月29日

(監査の結果)

1 違約金（工事請負契約に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
13年度	1 者	3,965,000	

2 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息（工事請負契約に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
16年度	1 者	97,016	

(措置の内容)

1 D社の違約金については、平成15年2月7日、同社が破産宣告を受けたため、平成15年2月25日に「債権届出書」を松山地方裁判所に提出した。

その後、破産者の資産（油圧ショベル4台）を占有する別の債権者と破産管財人との間で、資産の所有権をめぐる係争となり、二審で当該債権者が破産管財人側に250万円を支払うことで、平成19年3月に和解した。

この結果、250万円の収納を受けて平成19年9月20日破産管財人から配当措置が行われたが、破産管財人報酬、国税への配当等が優先され、違約金債権への配当は無かった。

平成19年10月17日に破産手続の廃止が決定し、同年10月23日に法人登記簿が閉鎖された。

今後も、適切な債権管理を行いたい。

2 E社の契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息については、平成17年3月23日に調定し、納入通知書を郵送したが、代表者が所在不明のため返送された。以降も所在不明となっている。

しかし、商業登記簿、代表者住民票には、現在も変動はない。

会社及び代表者名義の土地や建物は、全て抵当権者に抵当権を行使され、競売されたため残っていない。

会社が存続していることから、今後も、代表者の住所を定期的に調査するなど、債権回収に努めていきたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 建 設 部	平成21年 7月29日

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	19,547,700	42,291,580	61,839,280	
19年度	18,773,400	40,357,080	59,130,480	
差引増減	774,300	1,934,500	2,708,800	

2 違約金（工事請負契約に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
13年度	1 者	970,150	
19年度	2 者	97,600	
計	3 者	1,067,750	

3 損害弁償金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
19年度	1 者	633,000	

4 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息（工事請負契約に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
19年度	1 者	17,788	

5 職員（1名）の通勤手当について、人事委員会の運用通知に基づき最短の経路でなく社会通念上合理的と認める経路について認定するときは、職員からの十分な検討材料の提供を受けて総合的に判断しなければならないとされているところ、十分な検討がないまま届出のあった通勤経路を認定したことにより、計38,400円（平成20年4月から21年3月までの12か月分）が過支給となっていた。

6 物品納入のため取引業者に保有させていた預け金（3,270,775円）が認められた。

7 平成19年度に納入のあった物品（134,685円分）について、20年度予算で支出していた上、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理（67,620円分）が認められた。

8 郵便切手について、金庫に保管されたまま認知されていないもの（710,110円分）が認められた。

(措置の内容)

1 県営住宅貸付料については、平成20年度末時点で61,839,280円の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納付指導に努めた結果、14,163,150円が納付されたが、21年度に新たに15,045,900円が未収となったことから、平成21年度末現在の収入未済額は、62,722,030円となった。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越分の回収に努めたい。

2 13年度違約金の納入義務者であるF社は、15年2月7日に松山地方裁判所から破産宣告を受け、破産手続中であったが、19年7月11日、破産管財人から同地方裁判所へ「任務終了の計算報告書」の提出があった。債権回収できたものは、管財人報酬及び公租公課に充当され、一般債権への配当はなかった。

なお、同社は、同年10月17日に破産廃止決定確定、同月23日付けで破産廃止決定確定の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

19年度違約金の納入義務者のうちG社は、20年3月3日に破産手続開始となったが、21年2月4日、債権者集会において破産管財人から「債権回収できたものは、管財人報酬及び抵当権者の債権等に充当し、余剰なし」との説明があった。

なお、同社は、同年3月5日に破産手続廃止の決定確定、同月6日付けで破産手続廃止の決定確定の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

もう一方の納入義務者であるH社は、19年5月17日に破産手続開始となり、21年7月24日、最後配当6,804円があった後、同年9月3日、債権者集会において破産管財人から任務終了と収支計算の報告があった。

なお、同社は、同日に破産手続終結、同月4日付けで破産手続終結の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

今後も、適切な債権管理を行いたい。

- 3 本人との話合いの結果、月1万円の納付約束を取付け、平成21年6月から継続して納付されている。なお、納付額は延滞金に充当している。

平成22年5月10日現在延滞金額 151,941円
平成21年6月～平成22年5月の納付済額 120,000円

- 4 19年度延滞利息の納入義務者であるI社は、20年3月3日に破産手続開始となったが、21年2月4日、債権者集会において破産管財人から「債権回収できたものは、管財人報酬及び抵当権者の債権等に充当し、余剰なし」との説明があった。

なお、同社は、同年3月5日に破産手続廃止の決定確定、同月6日付けで破産手続廃止の決定確定の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

今後も、適切な債権管理を行いたい。

- 5 平成21年7月1日に実測したところ、次の、の通りであったが、職員は、従来どおりの経路で通勤したい旨を申し立てた。

既認定経路：庁舎 勝山通り南下 国道11号 自宅.....11.0km
今回確認経路：自宅 県道松山川内線 庁舎...9.3km

また、前所属において、平成20年2月の転居に伴い20年3月から同様に国道11号を通る経路（距離11.2km）で届け出て認定を受け、月額8,100円の通勤手当を受給していたが、これについても当部で確認するよう、人事課から7月21日に指示があったので、22日に「自宅 県道松山川内線 県庁」の経路を実測したところ9.7kmであった。

以上のことから、当部の既認定経路については、本人が実際に通勤する「届出経路」とし、今回確認した最短経路を「認定経路」とし、前所属で受給した20年3月分に係る減少差額と併せて、41,600円を戻入処理した。

- 6 物品納入のため取引業者に保有させていた預け金（3,270,775円）については、平成21年9月28日付けで取引業者から返納申出書の提出があり、3分割して平成21年12月18日までに全て返納された。

- 7 平成19年度に納入のあった物品（134,685円分）については、取引業者の書類と比較したところ、20年度予算で支出していた上、会計書類に記載した物品と異なる物品を納入させていた。

今後はこのようなことがないよう適正な経理処理をしていきたい。

- 8 710,110円分の切手は帳簿を作成して、適正管理し使用した。

（措置の内容）

滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、夜間・休日の電話催告、臨戸納税指導、差押の早期着手と換価処分促進、局独自文書催告などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成21年度に繰り越した未収入金517,765,603円が平成22年3月31日現在で348,065,526円に減少した。

平成21年度現年課税分については、自動車税納期前納付キャンペーン（啓発活動、コンビニ収納の実施等）や、口座振替の推進、広報等による啓発などにより納期前自主納税の促進に努めた結果、出納閉鎖時の未収入金は178,372,357円となり、前年度に比べて30,347,392円減少した。

今後も、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成21年8月7日、 平成21年8月10日

（監査の結果）

- 1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	3,767,411	3,070,922	6,838,333	
19年度	2,964,672	215,000	3,179,672	
差引増減	802,739	2,855,922	3,658,661	

（地域福祉課）

- 2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	2,187,774	3,671,820	5,859,594	
19年度	1,822,088	3,206,588	5,028,676	
差引増減	365,686	465,232	830,918	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	49,382	1,600,446	1,649,828	
19年度	0	1,600,446	1,600,446	
差引増減	49,382	0	49,382	

（地域福祉課）

- 3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	591,082	247,000	838,082	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成21年8月7日、 平成21年8月10日

（監査の結果）

県税について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	208,719,749	309,045,854	517,765,603	
19年度	212,210,054	248,491,473	460,701,527	
差引増減	3,499,695	60,554,381	57,054,076	

19年度	272,000	55,000	327,000
差引増減	319,082	192,000	511,082

(八幡浜支局福祉室)

(措置の内容)

1 平成20年度末において収入未済額が6,838,333円あり、納入指導を行った結果、22年3月末までに4名から、252,000円納入され、収入未済額は、6,586,333円となった。

未納者は7名であり、うち、5名は保護を廃止、残り2名は保護中である。保護を廃止している5名のうち3名は、行方不明であることから随時、出身地町役場への住所地調査や近隣聞き込みにより所在把握に努めたい。(行方不明3名の収入未済額6,272,716円)廃止している残り2名及び保護中の2名については、継続して返還指導してまいりたい。

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始前には借主に対し、口座振替を勧めるなど期限内納付をしよう改めて通知し、期限内の収入確保に努めた。

また、償還が滞った場合には、借主(連帯借主)に対し督促状の送付、電話や訪問による督促を行うとともに、連帯保証人に対しては、当面の措置として、借主に対する返済の働きかけをさせるとともに、可能な範囲での支援を要請し、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越額7,509,422円は、平成22年3月31日現在で1,208,345円の償還、償還率16.1%(対前年4.4ポイント減)となり、滞納者45名中12名が償還済みとなったほか、19名からは一部納入を得ることができた。

しかしながら、借主の不安定な雇用状況等により、生活に困窮した者、多重債務となった者など償還困難者が多く、平成21年度出納閉鎖時の償還未済額は9,002,763円(現年度分2,701,686円、滞納繰越分6,301,077円)となっている。

この貸付金償還金が、本特別会計における貸付金の財源となることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めたい。

3 生活保護費戻入金については、前年度からの繰越滞納額838,082円に対し、訪問や電話等による督促を行った結果、22年3月末までに4名から、200,000円納入され、収入未済額は638,082円となった。

未納者は4名となったが、1名は保護を廃止し、3名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

(措置の内容)

県営住宅貸付料については、平成20年度末時点で2,466,000円(27名)の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い収納指導に努めた結果、1,063,000円(23名)の納入があったが、21年度新たに866,800円(21名)が未収となったことから、平成21年度末現在の収入未済額は2,269,800円(25名)となった。

このうち、999,600円を滞納している1名については、平成19年3月31日に入居許可を取り消した上、明渡し及び損害賠償の請求訴訟を行い、平成19年7月24日に勝訴し、その後、強制執行予定前の、平成19年11月30日に、自ら退去した。

また、348,000円を滞納している1名についても、平成21年3月31日をもって入居許可を取り消した上、明渡し及び損害賠償の請求訴訟を行い、平成21年9月2日に勝訴し、その後、強制執行予定前の、平成22年3月17日に、自ら退去した。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 大 洲 土 木 事 務 所	平成21年 8月 7日

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	0	558,200	558,200	
19年度	471,800	162,400	634,200	
差引増減	471,800	395,800	76,000	

2 違約金(工事請負契約に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
20年度	1者	46,725	

3 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息(工事請負契約に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
20年度	1者	7,377	

(措置の内容)

1 県営住宅貸付料の滞納者については、日頃から督促状の送付、電話、個別訪問等により、収入確保に努めているところであるが今後一層の期限内納入を指導していきたい。

滞納者は1名で既に法的措置により退去している。

なお、平成20年10月から県営住宅を退去したものに係る滞納家賃については、民間会社へ収納事務を委託している。

2 現在、一般債権として請求中である。平成22年6月24日に開かれた第6回債権者集会における説明では、配当は見込めないとのことであった。

3 破産宣告申立て手続きが開始され次第、一般債権として請求手続きをとることとしている。

担当弁護士に対し、手続きの時期を確認したが、まだ準備ができておらず手続き開始は未定である。

平成22年5月18日に債権者に催告書を送付したが、支払われていない。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

南 予 地 方 局
建 設 部

平成21年 8月10日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	1,254,100	1,211,900	2,466,000	
19年度	1,021,400	1,055,000	2,076,400	
差引増減	232,700	156,900	389,600	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 八 幡 浜 土 木 事 務 所	平成21年 8月 7日

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	207,200	1,144,300	1,351,500	
19年度	484,300	1,144,300	1,628,600	
差引増減	277,100	0	277,100	

2 物品納入のため取引業者に保有させていた預け金 (834,026円) が認められた。

(措置の内容)

1 平成20年度末時点における県営住宅貸付料滞納分 (9名 1,351,500円) については、滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し及び訪問指導等を行い未収金の徴収に努めた結果、平成21年度において1名16,900円の納入があった。

平成21年度については、4月末時点で183,000円 (5名) の未収金が発生していたが、督促に努めた結果、出納閉鎖の5月末までに112,200円の納入があり、収入未済額は70,800円 (2名) となった。

このうち1名は、平成22年度分の家賃は納入されているため、今後の状況を注視しながら納入を促すこととし、もう1名については、平成22年度の家賃も含め4ヶ月の滞納となっているため、強力に納入を指導していきたい。

なお、平成17年度以前の滞納者3名 (1,144,300円) 分については、本庁において平成20年10月21日から滞納家賃回収業務を委託している。

2 取引業者から返納申出書が提出され、平成21年10月5日に834,026円全額が返納された。

また、会計事務の執行については会計管理者通知に基づき、

- ・ 職場研修実施等による職員の意識改革と資質の向上
- ・ 履行終了通知 (納品書) の義務付けや所属長による検査実施者の指名等による物品調達、検査体制の強化等

改善及び再発防止を徹底しており、今後は、二度とこのようなことが起こらないよう、なお一層適正な経理事務の執行に努めてまいりたい。